

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業所 鹿沼南地域包括支援センター運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人久寿福社会が設置する鹿沼南地域包括支援センター(以下「センター」という。)が行う指定介護予防支援及び介護予防マネジメント事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、主任介護支援専門員及び社会福祉士その他の従業員(以下「担当職員」という)が、要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターにおける事業は、次の基本方針に従うものとする。

- (1) 事業は要支援状態になった場合においても、その利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- (2) 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の目標とする生活に向けて、適切な保険・医療・福祉サービスや地域の社会資源等、継続的かつ包括的に提供されるよう配慮して行う。
- (3) 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防事業者に不当に偏らないよう、公平中立に行う。
- (4) 事業の運営に当たっては、市町村、他の地域包括支援センター、他の指定介護予防サービス事業所等との連携に努める。
- (5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、(従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 鹿沼南地域包括支援センター
- (2) 所在地 栃木県鹿沼市縦山町40番地2

(職員の職種、職員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・社会福祉士と兼務)
管理者は、センター職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 保健師等 1名(常勤)
- (3) 社会福祉士 1名(常勤、管理者と兼務)
- (4) 主任介護支援専門員(非常勤)

(5) 介護支援専門員1名(非常勤)

担当職員は、指定介護予防支援及び介護予防マネジメントの提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、12月31日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする
- (3) 前2号の営業日及び営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制を構築する。

(指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は、事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。
- (2) 利用者及びその家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画(以下「計画」という。)を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) 指定介護予防支援の提供にあつては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第4章に従って実施する。

(指定介護予防支援の利用料等)

第7条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鹿沼市、北押原・南押原地区とする。

(苦情処理)

第9条 提供した指定介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

2 提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から

指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

- 3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 職員に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 事業所は、指定介護予防支援の提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（リモート等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、指定介護予防支援居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業所は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 6 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回

3 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は（**久寿福祉会**）と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和 1年8月1日から施行する。

この規程は、令和 4年4月1日から施行する。

この規程は、令和 6年4月1日から施行する。

